

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3902 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 5. 11

- ・スウェーデンからの豚肉等の輸入一時停止措置の解除について…………… 137
- ・ハンガリーからの偶蹄類由来製品等の輸入一時停止措置の解除について…………… 137
- ・青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内24例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について…………… 138
- ・家畜衛生レポート（神奈川県）…………… 139
- ・動物用医薬品副作用報告（令和8年1月）…………… 141

☆スウェーデンからの豚肉等の輸入一時停止措置の解除について

（令和8年4月17日付けプレスリリース）

農林水産省は、令和8年4月17日（金曜日）、スウェーデンにおけるアフリカ豚熱の清浄性を確認したことから、同国からの豚肉等の輸入一時停止措置を解除しました。

1. 経緯

スウェーデンの野生いのししにおいて、アフリカ豚熱の発生が確認されたことから、令和5年9月以降、同国からの生きた豚、豚肉等について輸入を一時停止していました。

2. 対応

今般、スウェーデン家畜衛生当局から我が国に提供された情報により、スウェーデンのアフリカ豚熱の清浄性を確認しました。このため、本日付けで当該輸入一時停止措置（※）を解除しました。

（※）発生国又は地域から生きた豚、豚肉等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている豚がウイ

ルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

令和5年9月8日付けプレスリリース「スウェーデンからの生きた豚、豚肉等の一時輸入停止措置について」

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230908.html>

（参考）スウェーデンからの豚肉等の輸入実績

	2021年	2022年	2023年
豚肉等（トン）	-	-	18

☆ハンガリーからの偶蹄類由来製品等の輸入一時停止措置の解除について

（令和8年4月17日付けプレスリリース）

農林水産省は、令和8年4月17日（金曜日）、ハンガリー産偶蹄類由来製品等の輸入一時停止措置を解除しました。

1. 経緯

令和7年3月にハンガリーで飼育される乳牛において口蹄疫感染が確認されて以降、農林水産省はハンガリーからの偶蹄類由来製品等(※1)の輸入を一時停止していました。

(※1) 偶蹄類動物及び肉製品、乳製品、牛精液等の偶蹄類由来製品、穀物のわら、飼料用の乾草等。(乳製品については、口蹄疫ウイルスを不活化する処理(加熱等)がなされたことを確認されたものを除く。)

2. 対応

今般、ハンガリー家畜衛生当局から我が国に提供された口蹄疫の防疫措置等の情報により、同国の牛等の偶蹄類動物における同病の清浄性を確認しました。このため、本日付けで当該輸入一時停止措置(※2)を解除しました。

(※2) 発生国又は地域から偶蹄類由来製品等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている偶蹄類動物がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

なお、ハンガリーの生きた豚、生きた羊については、他の悪性疾病のため引き続き輸入停止中です。また、ハンガリーの生きた牛、鹿等についても、二国間で輸入条件を設定していないため従前より輸入できません。加えて、ハンガリーの豚肉及びいのしし肉については、二国間の輸入条件に基づく施設及び農場がないため、従前より輸入できません。

(参考) ハンガリーからの牛肉等、乳製品、牛精液の輸入実績

	2023年	2024年	2025年
牛肉等(トン)	0.3	-	-
乳製品(トン)(※3)	500	1,150	430
牛精液(アンブル)	-	-	-

出典：財務省「貿易統計」

(※3) 加熱等がされたものを含む

令和7年3月10日付けプレスリリース「ハンガリー産及びスロバキア産偶蹄類由来製品等の輸入一時停

止措置について」

https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/250310_1.html

☆青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内24例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

(令和8年4月22日付けプレスリリース)

本日、青森県東北町の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認(今シーズン国内24例目)されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：青森県東北町

飼養状況：約23万羽(採卵鶏)

2. 経緯

(1) 令和8年4月21日(火曜日)、青森県は、東北町の農家から通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 4月22日(水曜日)、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 青森県との面会等により、青森県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 青森県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年4月22日（水曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂

などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆家畜衛生レポート（神奈川県）

県央家畜保健衛生所

1 神奈川県の概要

本県は関東平野の南西部に位置し、北は東京都、西は山梨・静岡の両県に隣接しています。人口は約922万人と東京都に次ぐ全国第2位ですが、面積は狭い方から数えて5番目です。畜産業は、横浜港開港時の外国人を対象とした生産から始まり、150年以上の長い歴史があります。都市近郊のため環境問題などの制約もありますが、消費地に近いメリットを活かし、生産者自身が経営する店舗で畜産物を販売する6次化に取り組む事例も多くみられます。本県の令和4年農業産出額は671億円で、うち畜産部門は147億円（農林水産統計より）と約22%を占めています。

2 県央家畜保健衛生所の概要

本県の家畜保健衛生所（以下、家保）は県央（海老名市）と湘南（平塚市）の2ヶ所があります。県央家保（以下、当所）は平成21年の再編整備で、現在の場所に新設され、政令指定都市3市（横浜市・川崎市・相模原市）を含む12市2町1村を所管しています。本所の3課（企画指導課、防疫課、病性鑑定課）と東部出張所（横浜市）で構成され、計31名（獣医師30名）が在籍しています。なお、病性鑑定課は県下全域を所管しています。

家畜保健衛生所の所管区域



3 当所管内の畜産の概要

管内の主な家畜飼養状況は、乳用牛47戸1,206頭、肉用牛43戸1,572頭、豚161戸38,240頭、採卵鶏168戸1,006千羽、肉用鶏4戸1,969羽、馬54戸1,252頭で、特に採卵鶏は県下の約96%が飼養されています（令和6年2月1日現在）。近年、畜主の高齢化や都市化、さらには近年の飼料価格の高騰などにより畜産戸数が減少するなか、ペット豚の飼養者増加による豚の戸数の増加がみられます。蜜蜂については5群以下の趣味養蜂の飼養者が多く、219戸1,541群が飼養されています（令和6年1月1日現在）。



4 当所における特徴的な取組

1) 東部出張所での獣医事指導業務

本県の飼育動物診療施設（以下、動物病院）数は1,243施設（令和6年12月末現在）で、全国2位の多さです。中でも、横浜市と川崎市には、その約52%にあたる641施設が集中しています。東部出張所は、この2市を所管区域とし、適正な獣医療の提供のため巡回指導を実施しています。また、動物病院からの各種届出の受理や問合せ、動物飼育者からの苦情、相談も多く、令和6年度は241件の各種届出の受理、531件の問合せ・苦情相談の対応を行いました。このように東部出張所では、ほぼ毎日、動物病院に関する相談等を受けています。

2) ペット豚に対する豚熱ワクチン接種

近年、ペットとしてマイクロブタやミニブタ等を飼う一般県民が増えており、当所にもワクチン接種などに関する問合せが増えています。管内のペット豚（約180頭ほど）はほとんどが住宅街で飼育されており、職員が1戸ずつ訪問して接種を行っていますが、車で片道1～2時間かかる場合があり、豚飼養者への訪問は各職員1日1戸という当所の原則を守りながら、同じ方面の他家畜の業務と合わせるなどの効率化を図っています。また、訪問時の玄関先での防疫服の着脱・帰宅後の消毒作業等は、養豚農家と同様の防疫対応をとりつつ、副作用にも細心の注意を払いながらワクチン接種を行っています。農場とは異なり個人宅への訪問となるため、ひとり住みの女性の飼養者へは、希望があれば女性職員で訪問するなどの配慮をしています。



3) キャッシュレス化の推進に向けた取組

これまで、本県の家保の手数料はすべて現金で領収してきましたが、キャッシュレス化の推進に伴い、令和5年10月からキャッシュレス決済を導入しました。現金領収またはキャッシュレス決済を選択できることで、都度現金を準備する必要がないため、利用者の利便性は向上していると考えられます。

4) 備蓄倉庫（家畜防疫対策倉庫）の整備

当所はこれまで特定家畜伝染病の発生に備えた資材の保管場所としてコンテナ2基を設置していましたが、令和3年7月の豚熱の発生を踏まえ、円滑な防疫作業の実施に向け、初動防疫に必要な資材を備蓄するための倉庫を令和6年3月に整備しました。

倉庫は地上2階建てで、発電機や動力噴霧器、バルーン投光器などのほか、初動防疫に必要な防疫キットや密閉容器等も保管しており、現在、即

時対応できるよう効果的な保管にすべく検討・整備を行っています。

5 特定家畜伝染病に係る防疫演習の実施

本県では、特定家畜伝染病発生時において、農場の防疫作業を家保が、ベースキャンプや現場事務所などの運営を地域県政総合センター（以下、センター）が分担することとしており、毎年度センターとの共催で防疫演習を実施しています。令和6年10月には、これまでに演習を行わなかったセンターにおいて、高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した演習（ベースキャンプや現場事務所における運営訓練、農場における殺処分訓練）を行いました。県機関や市町村、県建設業協会等の関係団体職員が参加・見学し、実際の流れを辿ることで、県マニュアルで定めている各機関の連携やその地域での課題について確認しました。

今年度の防疫演習についても、昨年度とは別の演習未実施のセンターとの共催で、高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した演習を実施する予定です。

6 おわりに

令和3年7月の本県での豚熱発生以降、特定家畜伝染病発生時に備えた取組の1つとして、特定家畜伝染病発生時対応検討チームを設置し、県内の特定家畜伝染病への常時及び発生時対応の事前調整を関係者間で進めてきましたが、一定の検討を終えたことから、令和7年3月に特定家畜伝染病対策チームへと名称変更をし、より実効性が高く機動的な体制を構築していくこととなりました。

発生時の体制整備も必要なことですが、家保として最も重要なことは家畜伝染病を予防することです。そのために日頃から生産者の皆様へ引き続き飼養衛生管理基準を遵守いただくよう指導し、関係者一丸となって家畜伝染病の発生予防に取り組んでいきます。また、疾病予防だけでなく、生産者が抱える悩みや課題について共有してもらえる家保を目指し、生産者の経営を守る一助になりたいと思います。飼料価格の高騰や後継者不足など畜産を取り巻く状況は大変厳しいですが、「都市型畜産」という本県の特徴を今後も生かしていけるよう、県として引き続き支援していきます。

☆動物用医薬品副作用報告（令和8年1月）(1/4) 産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告 （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10）

製品名	牛用バイコックス
製造販売業者名	エランコジャパン株式会社
動物種	牛
発現動物数／投与動物数	3 / 不明
性	不明
年齢	2ヵ月
投与前の健康状態	不良
以前の使用歴	なし
以前使用時の副作用の有無	—
投与量	40mL
投与方法	強制経口投与
投与日	R7.12.10
副作用発現日	R7.12.17
副作用の種類	第四胃穿孔、腹膜炎、死亡
治療の有無	不明
転帰	死亡
担当獣医師による評価	因果関係がある可能性は低い。
製造販売業者による評価	本症例（子牛3頭）は本剤の投与後に胃穿孔及び腹膜炎を呈し7～10日後に死亡したものである。本剤は体重1kgあたり製剤0.3mLが承認用量であり0.4mL/kg投与されたため若干過量であったが、本剤の承認取得時に実施された、常用量と3倍量の単回投与試験による本剤の牛に対する安全性を確認した試験では、91日間の観察期間中に臨床的に有害な作用は認められず、91日目の剖検後の組織の観察では第一胃、第四胃以下消化管各部位において異常はみられなかった。ただし、本症例のような絶食状態での投与についての安全性は検証されておらずその影響は不明である。本症例は併用薬として豚用の抗菌剤及び牛のマンヘミア(パスツレラ)・ヘモリチカ1型菌ワクチンが同時投与されておりそれらの関連も除外できない。 以上のことから、症状発現のタイミングは本剤投与と一致しているものの、他の要因も除外できず本剤投与と症状との因果関係は不明であると結論した。

☆動物用医薬品副作用報告 (令和8年1月)

(2/4)

産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10)

製品名	フロルガン
製造販売業者名	明治アニマルヘルス株式会社
動物種	牛
発現動物数/投与動物数	1/1
性	メス
年齢	8ヵ月
投与前の健康状態	普通
以前の使用歴	なし
以前使用時の副作用の有無	—
投与量	20mL
投与方法	筋肉内注射
投与日	R7.12.12
副作用発現日	R7.12.12
副作用の種類	アナフィラキシーショック
治療の有無	無処置
転帰	死亡
担当獣医師による評価	因果関係がある。
製造販売業者による評価	当該症例は、肺炎を治療する目的でフロルガンとフルニキシン注「フジタ」10%の2剤を投与された後に死亡した。本症例は肺炎症状が軽度で比較的元気であったにもかかわらず、投薬後に短時間で死亡した。その原因として投与薬剤によるアナフィラキシーショックが考えられた。アナフィラキシーショックでは、痙攣、呼吸困難、起立不能等の症状発現が報告されている。眠るように死亡した本症例と異なるが、起立不能や虚脱状態を眠っていると捉えた可能性はある。アナフィラキシーショックであった場合、どちらの薬剤(または両薬剤)が原因(アレルゲン)であったか入手した情報から特定するのは困難である。当該獣医師は、アナフィラキシーショックの原因がフロルガンなのかフルニキシン注なのか判断がつかないが、これまでフルニキシン投与による死亡事例の経験はないとしている。しかし、副作用情報データベースではフルニキシンメグルミン製剤投与による牛の副作用事例(死亡事例含む)が複数報告されており、本症例でもフルニキシン注がアナフィラキシーの原因であった可能性がある。一方、フロルガンにおいても同剤を投与した黒毛和種の有害事象(アナフィラキシーショック、死亡事例他)は複数報告されている。本症例においてもアナフィラキシーの原因となった可能性があることから、因果関係がないとは言えないと判断した。

☆動物用医薬品副作用報告（令和8年1月）

(3/4)

産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10）

製品名	ポーシリス PCV IDAL	ポーシリス PCV IDAL	ポーシリス PCV IDAL	ポーシリス PCV IDAL
製造販売業者名	MSD アニマルヘルス株式会社	MSD アニマルヘルス株式会社	MSD アニマルヘルス株式会社	MSD アニマルヘルス株式会社
動物種	豚	豚	豚	豚
発現動物数／投与動物数	1 / 30	1 / 30	1 / 30	1 / 30
性	メス	オス	メス	メス
年齢	不明	不明	不明	不明
投与前の健康状態	不明	不明	不明	不明
以前の使用歴	なし	なし	なし	なし
以前使用時の副作用の有無	なし	なし	なし	なし
投与量	0.2mL	0.2mL	0.2mL	0.2mL
投与方法	皮内注射	皮内注射	皮内注射	皮内注射
投与日	R7.11.13	R7.11.13	R7.11.13	R7.11.13
副作用発現日	R7.12.14	R7.12.15	R7.12.20	R7.12.21
副作用の種類	跛行、活動性低下、食欲不振、体重減少、死亡	活動性低下、食欲不振、体重減少、跛行、死亡	活動性低下、食欲不振、体重減少、死亡	活動性低下、食欲不振、死亡
治療の有無	不明	不明	不明	不明
転帰	死亡	死亡	死亡	死亡
担当獣医師による評価	因果関係がある可能性は低い。	因果関係がある可能性は低い。	因果関係がある可能性は低い。	因果関係がある可能性は低い。
製造販売業者による評価	死亡は製品投与後44日後(他の症状は31日後)より認められたため、本製品との時間的な関連性は弱い。また、診断や剖検は報告されていない。本製品との関連性を否定できないが、他の病因も除外できないため、因果関係は不明と判断する。	死亡は製品投与後46日後(他の症状は32日後)より認められたため、本製品との時間的な関連性は弱い。また、診断や剖検は報告されていない。本製品との関連性を否定できないが、他の病因も除外できないため、因果関係は不明と判断する。	死亡は製品投与後52日後(他の症状は37日後)より認められたため、本製品との時間的な関連性は弱い。また、診断や剖検は報告されていない。本製品との関連性を否定できないが、他の病因も除外できないため、因果関係は不明と判断する。	死亡は製品投与後40日後(他の症状は38日後)より認められたため、本製品との時間的な関連性は弱い。また、診断や剖検は報告されていない。本製品との関連性を否定できないが、他の病因も除外できないため、因果関係は不明と判断する。

☆動物用医薬品副作用報告 (令和8年1月) (4/4)
 産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告
 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の
 確保等に関する法律第68条の10)

製品名	アピプロSE / バックスオン ND-IB-EDS
製造販売業者名	ワクチノーバ株式会社
動物種	鶏
発現動物数 / 投与動物数	421 / 23,000
性	メス
年齢	82~130日
投与前の 健康状態	不明
以前の使用歴	あり
以前使用時の 副作用の有無	なし
投与量	0.25mL
投与方法	筋肉内注射
投与日	R7.9.16~R7.9.17
副作用発現日	R7.9.23
副作用の種類	死亡 (321羽)、 体重増加不良 (100羽)
治療の有無	無処置
転帰	死亡 (321羽)、 安楽死 (100羽)
担当獣医師に よる評価	因果関係がある可能性がある。
製造販売業者による評価	宮崎県の養鶏場で75日齢の採卵鶏にアピプロSEとバックスオンND-IB-EDSを混合して筋肉内注射したところ、投与1週以降に体重増加不良及び斃死の増加が観察された。本事例は用法外使用であるが、時間的關係から本剤投与との因果關係は否定できないと考えられた。今後も適正使用の必要性和潜在的リスクについて周知していく。

~~~~~  
 通 信  
 ~~~~~

国会では家畜伝染病予防法の改正法案の審議が始まりました。ランピースキン病の家畜伝染病への格上げ、豚熱発生時の選択的殺処分など豚熱防疫対策の効率化、海外からの輸入禁止品への対応強化を柱とする今般の改正案は、衆議院での審議を終え、参議院での審議に移ります。伝染病の予防とまん延のリスクに効果的に対処できるよう、新しい仕組みに対応していくことが大切です。5月1日には、改正薬機法(令和7年5月公布)の1年以内改正が施行されました。動物用医薬品分野においても、承認申請での有効性・安全性の根拠資料として臨床試験以外の臨床で得られたデータ(リアルワールドデータ)の添付が可能となった、需給が逼迫して獣医療上の著しい影響が生じた場合に海外で流通している一部の代替品の承認審査を優先することが可能となった、国家検定(検査に名称変更)での試験品の採取等における都道府県の関与の廃止、感染症定期報告で必要な情報が得られやすくするよう見直し等が変更となりました。今後も、必要な医薬品が現場で利用しやすくなるように、また薬事監視事務の効率化が図られるように運用してまいりたいと思います。

毎週月曜日発行
家 畜 衛 生 週 報
編集・発行: 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課
☎03(3502)8111 内線 4581
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1